

建物検査報告書

以下物件に関して住宅防水部の検査結果をご報告いたします。

検査番号	[REDACTED]
対象物件	神奈川県茅ヶ崎市 [REDACTED]
竣工	平成18年3月
検査日	[REDACTED] 当日の天候:曇り
調査の範囲	屋外 外壁・軒裏・開口部(ドア、サッシ)・バルコニー・屋根・土台・床組 屋内 柱・内壁・天井・小屋組・床 給排水管路 屋外・床下・天井裏・キッチン・浴室・洗面所・トイレ・外壁貫通部
調査の方法	手の届く範囲での目視・触診調査 観察できる範囲での目視調査

〔お客様窓口〕



東京都渋谷区代々木3-28-6COI西参道ビル6F
お客様コールセンター ☎0120-461-312
受付/月～金 9～18時

〔検査実施会社〕

日本住宅品質検査センター株式会社

東京都台東区寿3-15-15 水新ビル4F

検査結果報告書の見方について

検査結果の見方

○	検査の結果、正常と認められます。
×	検査の結果、異常が認められ、補修が必要となります。

総合判定(保証適用基準)

保証適用は、部位ごと(①住宅防水部および木部の腐蝕、②給排水管路)に判定されます。

保証適用	検査により異常が認められず、または異常に対して補修により改善されたため、 修理保証が適用されます。
要緊急対応	検査により異常が認められ、緊急に修繕もしくは更新が望まれる状況です。修理保証の適用にはなりません。
要詳細調査	目視、打診等では判断が困難であり、詳細な調査が必要と思われる状況です。修理保証の適用にはなりません。

注意事項

■報告書の記載内容について

1. 本報告書は、調査を実施した当日の現況について記載されているものであり、記載された内容は調査後も継続することを保証するものではありません。
また調査は、歩行および特別な設備を使用せずに移動できる方法で当社の調査基準に基づき、各々の部位等を目視観察・計測等により行なっております。
2. 本調査は、建築基準法等関連法令への適合性・遵法性、耐震基準等に関しましては対象としていません。
3. 本報告書は、調査により補修を要する程度の事象が認められたか否か等を表示しています。
調査方法・基準の一部には「住宅の品質確保の促進等に関する法律」における、住宅性能表示制度の既存住宅現況調査の検査項目ならびに判断基準を採用していますが、本報告書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」で定められた“住宅性能評価書”とは異なるものです。

■基礎資料について

調査においては、ご依頼者等の関係者から提供された資料や、関係者への聞き取り調査による情報を参考にしており、これらの資料・情報は正確であることを前提としております。

検査対象項目と検査結果一覧

保証対象部位	① 住宅防水部 木部の腐蝕	保証判定	所見
		保証適用	検査箇所の不具合は見受けられませんでした。

検査対象部位	検査方法	内容	検査結果	その他	写真番号	特記事項
				A:計測不能 B:目視不能		
屋	外壁	目視	下地材に達するひび割れ(*)	○		
		目視	仕上材欠損(*)	○		
		目視	仕上材浮き・膨れ(*)	○		
		目視	著しい腐朽等(カビ・茸等の付着を含む) (*)	○		
		目視	シーリングの破断・欠損	○		
		目視	壁貫通口廻りの防水不良	○		
	軒裏	目視	シーリングの破断・欠損	○		
		目視	漏水痕	○		
	開口部 ドア サッシ	目視	取付不良	○		
		目視	シーリングの破断・欠損	○		
		目視	建具の著しい開閉不良	○		
	外	バルコニー	目視	防水層の劣化	○	
目視			シーリングの破断・欠損	○		
目視			水切り金物の不具合(錆び、腐蝕等)	○		
屋根	目視	屋根葺き材の著しい不具合 (ひび割れ、欠損、剥がれ)	○			
	目視	防水層の著しい劣化(陸屋根等の場合)	—	B:目視不能		
	目視	水切り金物の不具合(錆び、腐蝕等)	—	B:目視不能		
土台・床組	目視	著しいひび割れ、劣化又は欠損(*)	○			
	目視	著しい腐朽等(カビ・茸等の付着を含む) (*)	○			
内	柱・梁	目視	著しいひび割れ、劣化又は欠損(*)	—	B:目視不能	
		目視	著しい腐朽等(カビ・茸等の付着を含む) (*)	—	B:目視不能	
		目視	著しい傾斜(6/1000以上)、たわみ(*)	—	B:目視不能	
	内壁	目視	漏水痕	○		
	天井	目視	漏水痕	○		
	小屋組	目視	著しいひび割れ、劣化又は欠損(*)	○		
目視		著しい腐朽等(カビ・茸等の付着を含む) (*)	○			
目視		漏水痕	○			
床	目視	著しいひび割れ、劣化又は欠損(*)	○			
	目視	著しい傾斜、沈み(*)	○			
	目視	著しい腐朽等(カビ・茸等の付着を含む) (*)	○			

※木部の腐蝕は*の項目であり、建築基準法施行令第一条第三項に定める構造耐力上主要な部分に該当するものとする。

検査対象項目と検査結果一覧

保証対象部位	② 給排水管路	保証判定	所見
		保証適用	検査箇所の不具合は見受けられませんでした。

検査対象部位	検査方法	内容	検査結果	その他	写真番号	特記事項
				A:計測不能 B:目視不能		
給排水管路	屋外配管	目視	給水管・給湯管の状況 (吐水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
		目視	排水管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
	床下配管	目視	給水管・給湯管の状況 (水漏れ・腐食・損傷)	○		
		目視	排水管の状況 (水漏れ・腐食・損傷)	○		
	天井裏配管	目視	給水管・給湯管の状況 (水漏れ・腐食・損傷)	○		
		目視	排水管の状況 (水漏れ・腐食・損傷)	○		
	キッチン	目視	給水管・給湯管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
		目視	排水管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
	浴室	目視	給水管・給湯管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
		目視	排水管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
	洗面所	目視	給水管・給湯管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
		目視	排水管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
	トイレ	目視	給水管・給湯管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
		目視	排水管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
	その他	目視	給水管・給湯管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
		目視	排水管の状況 (排水不良・水漏れ・腐食・損傷)	○		
	外壁貫通部	目視	給排水管の外壁貫通部周囲の防水措置	○		

建物検査報告写真

外観・全景



屋根 軒天



外壁(北面)



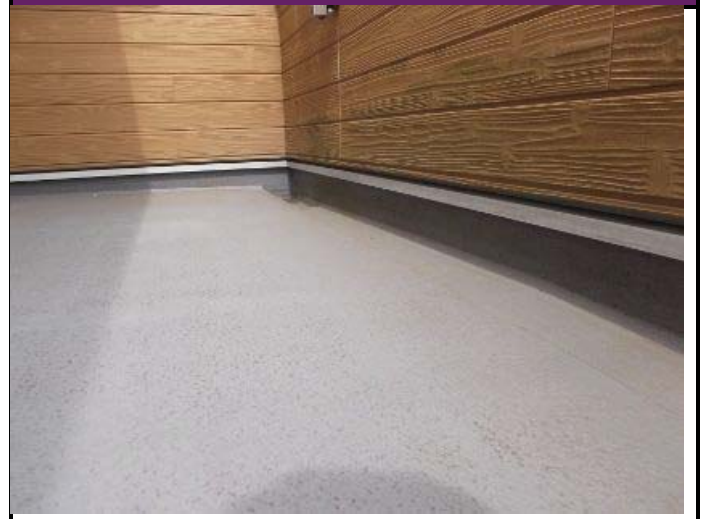
居室天井(最上階)



バルコニー軒天



バルコニー床



建物検査報告写真

屋根(写真撮影が可能な場合)



外壁貫通部(設備配管など)



小屋裏(写真撮影が可能な場合)



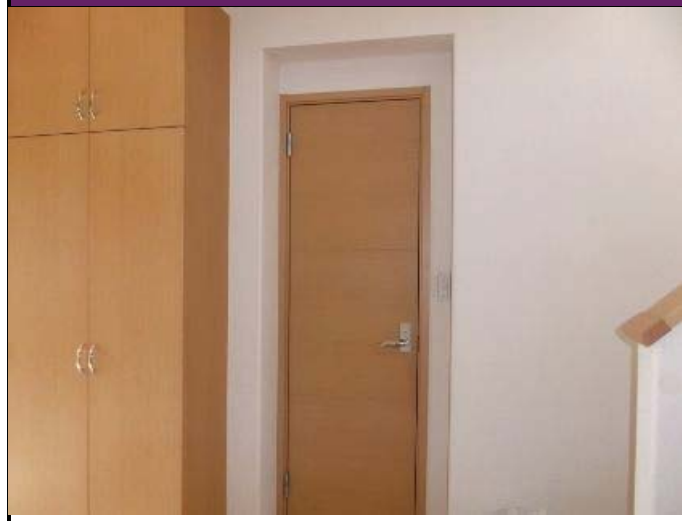
居室内装(1)



屋上バルコニー

該当箇所なし

居室内装(2)



建物検査報告写真

居室内装(3)



キッチン 天井・内壁



居室内装(4)



洗面化粧台 天井・内壁



開口部・サッシ周辺



トイレ 天井・内壁

